（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

（小型船舶登録規則の一部改正）

第三条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、登録の必要性が乏しいものとして告示で定める船舶

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二―六五

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一号(2)中「自立訓練部」を「第一自立訓練部、第二自立訓練部」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―六―八〇

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号(2)中「看護師」の下に「及び准看護師」を加え、同号(14)中「機能訓練課長、生活訓練課長」を「視覚機能訓練課長、生活訓練課長、肢体機能訓練課長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―三七

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設」を「総合相談支援部及び国立保養所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。